

# 熊本市公報

## 第 1479 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市総務局行政管理部総務課  
発行日 毎 月 末 日

### 目 次

### 条 例

|                                                                              |      |
|------------------------------------------------------------------------------|------|
| ○アナログ規制を見直すための関係条例の整備に関する条例（第 54 号） .....                                    | 1230 |
| ○熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（第 55 号） .....                                    | 1233 |
| ○熊本市手数料条例の一部を改正する条例（第 56 号） .....                                            | 1234 |
| ○熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（第 57 号） .....                                  | 1235 |
| ○熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員の給与等に関する<br>特別措置条例の一部を改正する条例（第 58 号） ..... | 1236 |
| ○熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第 59 号） .....                                         | 1237 |
| ○熊本市老人福祉センター条例の一部を改正する条例（第 60 号） .....                                       | 1241 |
| ○熊本市高齢者生きがい作業所条例の一部を改正する条例（第 61 号） .....                                     | 1242 |
| ○熊本市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（第 62 号） .....                                         | 1243 |
| ○熊本市自転車競走条例の一部を改正する条例（第 63 号） .....                                          | 1244 |
| ○熊本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（第 64 号） .....                                        | 1246 |
| ○熊本市都市公園条例の一部を改正する条例（第 65 号） .....                                           | 1253 |

### 規 則

|                                                                           |      |
|---------------------------------------------------------------------------|------|
| ○市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則（第 70 号） .....                                | 1256 |
| ○熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則（第 71 号） .....                                       | 1271 |
| ○熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則（第 72 号） .....                                        | 1273 |
| ○熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を<br>改正する規則（第 73 号） .....    | 1275 |
| ○地方自治法第 243 条の 2 の 2 の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則の一部を<br>改正する規則（第 1 号） ..... | 1276 |

### 訓 令

|                                        |      |
|----------------------------------------|------|
| ○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第 13 号） ..... | 1277 |
|----------------------------------------|------|

|     |
|-----|
| 条 例 |
|-----|

条 例 第 5 4 号

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

アナログ規制を見直すための関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

アナログ規制を見直すための関係条例の整備に関する条例

(熊本市営駐車場条例の一部改正)

第 1 条 熊本市営駐車場条例（昭和 4 6 年条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「その旨を」の次に「市のホームページに掲載するとともに、」を加える。

(熊本市都市公園条例の一部改正)

第 2 条 熊本市都市公園条例（昭和 5 2 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「熊本市公告式条例（昭和 2 5 年条例第 1 号）の定めるところ」を「公示する事項を市のホームページに掲載するとともに、公示する事項が記載された書面を市役所及び各区役所の掲示場に掲示すること」に改める。

(熊本市役所駐車場使用条例の一部改正)

第 3 条 熊本市役所駐車場使用条例（昭和 5 5 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項中「その旨を」の次に「市のホームページに掲載するとともに、」を加える。

(熊本市屋外広告物条例の一部改正)

第 4 条 熊本市屋外広告物条例（平成 7 年条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 1 項中「熊本市公告式条例（昭和 2 5 年条例第 1 号）の定めるところ」

を「公示する事項を市のホームページに掲載するとともに、公示する事項が記載された書面を市役所及び各区役所の掲示場に掲示すること」に改める。

(熊本市行政手続条例の一部改正)

第 5 条 熊本市行政手続条例（平成 1 0 年条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市長が規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市役所及び各区役所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 1 6 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 2 2 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 2 9 条中「第 1 5 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 2 8 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 1 5 条第 3 項後段」を「第 1 5 条第 4 項後段」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 第 5 条の規定による改正後の熊本市行政手続条例第 1 5 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、第 5 条の規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

条 例 第 5 5 号

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市消防事務に関する手数料条例（平成 1 2 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 7 の項中「又は第 3 項」を「若しくは第 3 項又は同法第 3 9 条の 2 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 2 月 2 1 日から施行する。

条 例 第 5 6 号

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和 2 5 年告示第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 5 号」の次に「、第 1 0 号」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

## 条 例 第 57 号

令和 5 年 12 月 20 日

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 52 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項を次のように改める。

印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付の申請をしようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請者は、印鑑登録証を提示しなければならない。

第 10 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、「と印鑑登録証」の次に「（前項の場合にあつては、個人番号カード）」を加え、「交付し、かつ、印鑑登録証を返付する」を「交付する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（以下この条において「個人番号カード」という。）の交付を受けている印鑑登録者は、個人番号カードの提示をもって前項の規定による印鑑登録証の提示に代えることができる。

第 10 条の 2 第 1 項中「添付」を「提示」に改め、同条第 3 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例 第 5 8 号

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

(熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「校長」の次に「、副校長」を、「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

別表第 1 の 1 の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表特 2 級の項中「市立特別支援学校」を「市立高等学校及び市立特別支援学校」に改め、同表 3 級の項中「、」を「の副校長及び教頭の職務並びに」に改める。

(熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第 2 条 熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和 4 6 年条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「園長」の次に「、副校長」を加える。

## 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例別表第 1 の 1 の表の改正規定（「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

## 条例第59号

令和5年12月20日

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和50年条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条の2」を「第28条の3」に改める。

第12条の3中「及び第20条の3」を「、第20条の3及び第20条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第15条の5の2中「及び第20条の3」を「、第20条の3及び第20条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第15条の6中「第20条」の次に「及び第20条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第20条第1項中「減額して」を「減じて」に改め、同項第1号中「、山林所得金額並びに」を「、山林所得金額及び」に、「同法第8条第4項」を「同条第4項」に改め、同条第2項中「、第15条第2項」を「、同条第2項」に改め、同条第3項中「第2項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」を「前項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の5の5第2項及び第3項」に改める。

第20条の3中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、

第 13 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減じて得た額（当該減じて得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）とする（第 5 項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 の 2 で定める場合には、出産の日。第 28 条の 3 第 1 項及び第 2 項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第 15 条第 2 項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第 2 項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 5 の 3 又は第 15 条の 5 の 6」と、「65 万円」とあるのは「22 万円」と、前項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 5 の 5 第 2 項」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「規定する出産被保険者」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 7」と、「65 万円」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 9 第 2 項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第 20 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 13 条又は第 15 条

の 2 の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減じて得た額（当該減じて得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 20 条第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第 15 条第 2 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第 2 項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

7 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 5 の 3 又は第 15 条の 5 の 6」と、「65 万円」とあるのは「22 万円」と、前項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 5 の 5 第 2 項」と読み替えるものとする。

8 第 5 項及び第 6 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 7」と、「65 万円」とあるのは「17 万円」と、第 6 項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 9 第 2 項」と読み替えるものとする。

第 6 章中第 28 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第 28 条の 3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
    - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
    - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
    - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
  - 3 第 1 項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から行うことができる。
  - 4 第 1 項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第 1 項各号に掲げる事項及び第 2 項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第 1 項の規定による届出を省略させることができる。
- 附則第 1 1 項中「（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 2 0 条の 4 の規定は、令和 5 年度分の保険料のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度分の保険料のうち令和 5 年 1 2 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

条 例 第 6 0 号

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本市老人福祉センター条例（昭和 4 8 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表熊本市西老人福祉センターの項から熊本市河内老人福祉センターの項までを削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 6 1 号

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本市高齢者生きがい作業所条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市高齢者生きがい作業所条例の一部を改正する条例

熊本市高齢者生きがい作業所条例（平成 1 9 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表熊本市京町高齢者生きがい作業所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 6 2 号

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

熊本市旅館業法施行条例(平成 1 2 年条例第 3 0 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項及び第 4 条中「及び第 3 条の 3 第 3 項」を「、第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項」に改める。

第 7 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例 第 6 3 号

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本市自転車競走条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自転車競走条例の一部を改正する条例

熊本市自転車競走条例（昭和 2 5 年告示第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に見出しとして「（趣旨）」を付し、同条中「熊本市（以下「市」という。）」を「この条例は、市」に、「」は「）」について「に」、「同施行規則」を「自転車競技法施行規則」に、「。以下「規則」という。）によるほか、この条例によって行う」を「）」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする」に改める。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条に見出しとして「（競輪の実施に関する事務の委託）」を付し、同条を第 2 条とする。

第 5 条に見出しとして「（勝者投票法の種類）」を付し、同条を第 3 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（入場料）

第 4 条 競輪場（法第 4 条第 5 項の競輪場をいう。以下同じ。）の入場料は、無料とする。

2 特別観覧席の入場料は、市長が別に定める。

（車券の発売）

第 5 条 競輪を行うときは、券面金額 1 0 円の車券 1 0 枚分以上であって市長が定める枚数を 1 枚で代表する車券を発売する。

第 6 条及び第 7 条を削る。

第 8 条に見出しとして「（賞金等の授与）」を付し、同条を第 6 条とする。

第 9 条に見出しとして「（秩序維持等の措置）」を付し、同条中「競輪場内」を「競

輪場」に改め、同条を第7条とする。

第10条に見出しとして「(委任)」を付し、同条を第8条とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 条例第64号

令和5年12月20日

熊本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

## 熊本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本市道路占用料徴収条例（昭和45年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|       |
|-------|
| 920   |
| 1,400 |
| 1,900 |
| 820   |
| 1,300 |
| 1,800 |
| 82    |
| 8     |
| 5     |
| 800   |
| 490   |

を

「

|       |
|-------|
| 830   |
| 1,300 |
| 1,700 |
| 740   |
| 1,200 |
| 1,600 |
| 74    |
| 7     |
| 4     |
| 700   |
| 440   |

|          |  |            |
|----------|--|------------|
| 1, 6 0 0 |  | 1, 5 0 0   |
| 6 9 0    |  | 6 2 0      |
| 7, 7 0 0 |  | 1 1, 0 0 0 |
| 1, 6 0 0 |  | 1, 5 0 0   |
| 3 4      |  | 3 1        |
| 4 9      |  | 4 4        |
| 7 4      |  | 6 6        |
| 9 8      |  | 8 9        |
| 1 5 0    |  | 1 3 0      |
| 2 0 0    |  | 1 8 0      |
| 3 4 0    |  | 3 1 0      |
| 4 9 0    |  | 4 4 0      |
| 9 8 0    |  | 8 9 0      |
| 5        |  | 4          |

|                           |                           |
|---------------------------|---------------------------|
|                           |                           |
| 1 6                       | 1 5                       |
|                           |                           |
|                           |                           |
|                           |                           |
| 1, 3 0 0                  | 1, 2 0 0                  |
|                           |                           |
| 8 2 0                     | 7 4 0                     |
|                           |                           |
| 4 9 0                     | 4 4 0                     |
|                           |                           |
| 1, 6 0 0                  | 1, 5 0 0                  |
| 1, 6 0 0                  | 1, 5 0 0                  |
| Aに0. 0 0 5<br>を乗じて得た<br>額 | Aに0. 0 0 4<br>を乗じて得た<br>額 |
| Aに0. 0 0 8<br>を乗じて得た<br>額 | Aに0. 0 0 6<br>を乗じて得た<br>額 |

| Aに0.01を<br>乗じて得た額 | Aに0.007<br>を乗じて得た<br>額 |
|-------------------|------------------------|
| 3,900             | 5,700                  |
| 2,300             | 3,400                  |
| 1,600             | 1,500                  |
| 77                | 110                    |
| 770               | 1,100                  |
| 770               | 1,100                  |
| 7,700             | 11,000                 |
| 1,300             | 1,200                  |
| 77                | 110                    |
| 770               | 1,100                  |
| 77                | 110                    |
| 770               | 1,100                  |

|                           |                           |
|---------------------------|---------------------------|
|                           |                           |
| 7, 7 0 0                  | 1 1, 0 0 0                |
| 3, 9 0 0                  | 5, 7 0 0                  |
| 1, 6 0 0                  | 1, 5 0 0                  |
| Aに0. 0 3 4<br>を乗じて得た<br>額 | Aに0. 0 3 1<br>を乗じて得た<br>額 |
| 7 7 0                     | 1, 1 0 0                  |
| 1 6 0                     | 1 5 0                     |
| Aに0. 0 1 5<br>を乗じて得た<br>額 | Aに0. 0 0 9<br>を乗じて得た<br>額 |
| Aに0. 0 2 4<br>を乗じて得た<br>額 | Aに0. 0 1 7<br>を乗じて得た<br>額 |
| Aに0. 0 0 5<br>を乗じて得た<br>額 | Aに0. 0 0 4<br>を乗じて得た<br>額 |
| Aに0. 0 0 8<br>を乗じて得た<br>額 | Aに0. 0 0 6<br>を乗じて得た<br>額 |
| Aに0. 0 1を<br>乗じて得た額       | Aに0. 0 0 7<br>を乗じて得た<br>額 |
| Aに0. 0 3 4                | Aに0. 0 2 5                |

|                |                |
|----------------|----------------|
| を乗じて得た額        | を乗じて得た額        |
| Aに0.015を乗じて得た額 | Aに0.012を乗じて得た額 |
| Aに0.01を乗じて得た額  | Aに0.009を乗じて得た額 |
| Aに0.024を乗じて得た額 | Aに0.022を乗じて得た額 |
| Aに0.01を乗じて得た額  | Aに0.009を乗じて得た額 |
| Aに0.015を乗じて得た額 | Aに0.012を乗じて得た額 |
| Aに0.024を乗じて得た額 | Aに0.022を乗じて得た額 |
| Aに0.034を乗じて得た額 | Aに0.031を乗じて得た額 |
| Aに0.034を乗じて得た額 | Aに0.025を乗じて得た額 |
| Aに0.015を乗じて得た額 | Aに0.012を乗じて得た額 |

|                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| Aに0.024<br>を乗じて得た<br>額 | Aに0.022<br>を乗じて得た<br>額 |
| Aに0.034<br>を乗じて得た<br>額 | Aに0.031<br>を乗じて得た<br>額 |

」

に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市道路占用料徴収条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 令和 6 年度以後の各年度において施行日前から継続して道路を占有している物件について、新条例第 2 条の規定により算定した占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に 1. 2 を乗じて得た額（以下この項において「調整後の額」という。）を超える間における当該物件に係る占用料の額は、調整後の額とする。
  - (1) 令和 6 年度 当該物件についてこの条例による改正前の熊本市道路占用料徴収条例第 2 条の規定により算定した占用料の額
  - (2) 令和 7 年度以後の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定により算定した占用料の額
- 4 前項の規定によるそれぞれの占用料の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

## 条 例 第 6 5 号

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例（昭和 5 2 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「第 1 項又は」を「同項又は」に改める。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（準用）

第 6 条の 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、水前寺運動公園の自転車競技場について準用する。

別表第 2 中

|             |   |             |
|-------------|---|-------------|
| 「           |   | 「           |
|             |   |             |
| 9 2 0 円     |   | 8 3 0 円     |
| 1 , 4 0 0 円 |   | 1 , 3 0 0 円 |
| 1 , 9 0 0 円 |   | 1 , 7 0 0 円 |
| 9 2 0 円     |   | 8 3 0 円     |
| 8 円         | を | 7 円         |
| 5 円         |   | 4 円         |
| 1 , 6 0 0 円 |   | 1 , 5 0 0 円 |
| 4 9 0 円     |   | 4 4 0 円     |

|         |
|---------|
| 1, 600円 |
| 1, 600円 |
| 77円     |

|         |
|---------|
| 1, 500円 |
| 1, 500円 |
| 110円    |

」

に、

「

|         |
|---------|
| 1, 300円 |
| 1, 600円 |
| 770円    |
| 770円    |

を

「

|         |
|---------|
| 1, 200円 |
| 1, 500円 |
| 1, 100円 |
| 1, 100円 |

」

に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の期間に係る使用料について適用し、施行日の前日までの占用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 令和6年度以後の各年度において施行日前から継続して公園を占有している物件について、新条例別表第2の規定により算定した使用料の額が、次の各号に掲げる

年度の区分に従い当該各号に定める額に 1. 2 を乗じて得た額（以下この項において「調整後の額」という。）を超える間における当該物件に係る使用料の額は、調整後の額とする。

(1) 令和 6 年度 当該物件についてこの条例による改正前の熊本市都市公園条例別表第 2 の規定により算定した使用料の額

(2) 令和 7 年度以後の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定により算定した使用料の額

4 前項の規定によるそれぞれの使用料の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

|     |
|-----|
| 規 則 |
|-----|

規 則 第 7 0 号

令和 5 年 1 2 月 1 9 日

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

市税に関する文書の様式を定める規則（平成 6 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 6 条の 8 第 4 項」を「第 6 条の 7 第 4 項」に改め、「、法第 1 6 条第 3 項（法第 1 6 条の 3 第 3 項及び第 1 6 条の 4 第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による増担保の提供等の必要な行為を求める文書にあつては様式第 1 8 号を」を削る。

別表様式第 1 4 号の項から様式第 1 6 号の項までを次のように改める。

|           |    |  |
|-----------|----|--|
| 様式第 1 4 号 | 削除 |  |
| 様式第 1 5 号 | 削除 |  |
| 様式第 1 6 号 | 削除 |  |

別表様式第 1 8 号の項から様式第 2 2 号の項までを次のように改める。

|           |    |  |
|-----------|----|--|
| 様式第 1 8 号 | 削除 |  |
| 様式第 1 9 号 | 削除 |  |
| 様式第 2 0 号 | 削除 |  |
| 様式第 2 1 号 | 削除 |  |
| 様式第 2 2 号 | 削除 |  |

別表様式第 2 4 号の項及び様式第 2 5 号の項を次のように改める。

|           |    |  |
|-----------|----|--|
| 様式第 2 4 号 | 削除 |  |
|-----------|----|--|

|        |    |  |
|--------|----|--|
| 様式第25号 | 削除 |  |
|--------|----|--|

別表様式第32号の項中「市民税・県民税納税通知書」を「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」に、「及び第319条の2」を「、第319条の2及び第739条の2」に改め、同表様式第32号の2の項中「市民税・県民税納税通知書（口座振替用）」を「市民税・県民税・森林環境税納税通知書（口座振替用）」に、「及び第319条の2」を「、第319条の2及び第739条の2」に改め、同表様式第33号の項中「市民税・県民税税額決定（変更）納税通知書」を「市民税・県民税・森林環境税税額決定（変更）納税通知書」に、「及び第319条の2」を「、第319条の2及び第739条の2」に改め、同表様式第38号の項を次のように改める。

|        |    |  |
|--------|----|--|
| 様式第38号 | 削除 |  |
|--------|----|--|

別表様式第40号の項を次のように改める。

|        |    |  |
|--------|----|--|
| 様式第40号 | 削除 |  |
|--------|----|--|

様式第10号から様式第29号までを次のように改める。

様式第10号から様式第29号まで 削除

様式第31号を次のように改める。

## 様式第31号

(表)

熊本市長(宛)

年 月 日提出 千

熊本市受付印



現住所

年1月1日  
の住所

年度( ) 年( ) 分) 市民税・県民税申告書

本人 番号

様

|                                  |  |  |  |         |  |        |  |  |  |
|----------------------------------|--|--|--|---------|--|--------|--|--|--|
| ※昨年中に所得がなかった場合は、裏面のキ通信欄にご記入ください。 |  |  |  |         |  |        |  |  |  |
| フリガナ                             |  |  |  |         |  |        |  |  |  |
| 氏名                               |  |  |  |         |  |        |  |  |  |
| 個人番号                             |  |  |  |         |  |        |  |  |  |
| 生年月日                             |  |  |  | 年 月 日   |  | 電話番号   |  |  |  |
| 世帯主氏名                            |  |  |  | 世帯主との続柄 |  | 職種又は職業 |  |  |  |

## ●収入・所得に関する事項

| 給与・公的年金・配当等 収入内訳<br>(非課税年金は裏面のキ通信欄にご記入ください。) |       |     |
|----------------------------------------------|-------|-----|
| 種類                                           | 支払元名称 | 支払額 |
|                                              |       |     |
|                                              |       |     |
|                                              |       |     |
|                                              |       |     |
|                                              |       |     |
|                                              |       |     |
|                                              |       |     |
|                                              |       |     |
| 雑<br>(個人年金)                                  |       |     |

分離課税に係る所得のある方は、裏面アの分離課税に関する事項に記入してください。

|            |                | ④ 収入金額                          |        | ⑤ 必要経費等  | 所得金額 ( ④ - ⑤ )      |  |
|------------|----------------|---------------------------------|--------|----------|---------------------|--|
| 雑所得        | 給与             | カ                               |        | 給与所得控除   | 6                   |  |
|            | 公的年金等          | キ                               |        | 公的年金等控除  | 7                   |  |
|            | 業務             | ク                               |        |          | 8                   |  |
|            | その他<br>(個人年金等) | ケ                               |        |          | 9                   |  |
|            | 雑所得の合計         | 7 + 8 + 9                       |        |          | 10                  |  |
| 所得金額       |                | ④ 収入金額                          | ⑤ 必要経費 | ⑥ 専従者控除額 | 所得金額 ( ④ - ⑤ - ⑥ )  |  |
|            | 営業等            | ア                               |        |          | 1                   |  |
|            | 農業             | イ                               |        |          | 2                   |  |
|            | 不動産            | ウ                               |        |          | 3                   |  |
|            | 利子             | エ                               |        |          | 4                   |  |
|            | 配当             | オ                               |        |          | 5                   |  |
| 総合課税       |                | ④ 収入金額                          | ⑤ 必要経費 | ⑥ 差引金額   | 所得金額 (差引金額 - 特別控除額) |  |
|            | 短期             |                                 |        |          | コ                   |  |
|            | 長期             |                                 |        |          | サ                   |  |
|            | 一時             |                                 |        |          | シ                   |  |
| 総合課税の譲渡・一時 |                | コ + { (サ + シ) × 1/2 }           |        |          | 11                  |  |
| 所得金額の合計    |                | 6 + 10 + 1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 11 |        |          | 12                  |  |

|                    |                                       |                                                |                                 |                                        |                                     |                            |                    |    |  |  |  |  |  |  |  |
|--------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|--------------------|----|--|--|--|--|--|--|--|
| 所得から差し引かれる金額に関する事項 | ① 雑損控除                                | 被害原因                                           | 被害年月日                           | 被害を受けた被害の種類                            | 被害金額                                | 被害金などで補填される金額              | 被害損失額のうち災害関連支出金の金額 | 23 |  |  |  |  |  |  |  |
|                    | ② 医療費控除                               | 特例<br><input type="checkbox"/>                 | 支払った金額 (特例の場合は特定医療費控除入票の2)      | 補填される金額                                | 所得金額などの5%か10万円の少ない方 (特例の場合は12,000円) |                            |                    | 24 |  |  |  |  |  |  |  |
|                    | ③ 社会保険料控除                             | 国民健康保険料                                        | 後期高齢者医療保険料                      | 国民年金保険料                                | 介護保険料                               | その他の保険料                    |                    | 13 |  |  |  |  |  |  |  |
|                    | ④ 小規模企業共済等掛金控除                        | 掛金の種類                                          | 支払掛金                            | 掛金の種類                                  | 支払掛金                                |                            |                    | 14 |  |  |  |  |  |  |  |
|                    | ⑤ 生命保険料控除                             | 新生命保険料の計                                       | 新個人年金保険料の計                      | 介護医療保険料の計                              |                                     |                            |                    |    |  |  |  |  |  |  |  |
|                    | ⑥ 地震保険料控除                             | 地震保険料の計                                        | 旧長期損害保険料の計                      |                                        |                                     |                            |                    |    |  |  |  |  |  |  |  |
|                    | ⑦ 本人該当控除<br>(該当するものにチェック及び○を付けてください。) | <input type="checkbox"/> 寡婦控除 (離婚・死別・生死不明・未婚遺) | <input type="checkbox"/> ひとり親控除 | <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名 ) | 身体・精神・療育 ( 級 ) ・認定 ( 特・普 )          |                            |                    |    |  |  |  |  |  |  |  |
|                    | ⑧ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者               | 氏名                                             | 生年月日                            | 同居・別居                                  | 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)               | 身体・精神・療育 ( 級 ) ・認定 ( 特・普 ) |                    |    |  |  |  |  |  |  |  |
|                    | ⑨ 扶養控除                                | 氏名                                             | 生年月日                            | 統括                                     | 同居・別居                               | 障害者控除                      | 扶養控除の計             |    |  |  |  |  |  |  |  |
|                    | ⑩ 基礎控除                                | 氏名                                             | 生年月日                            | 統括                                     | 同居・別居                               | 障害者控除                      | 基礎控除               |    |  |  |  |  |  |  |  |

扶養親族が書ききれない場合は裏面ウの扶養控除追加記入欄にご記入ください。また、別居の扶養親族がいる場合も裏面ウに再掲してください。

給与・公的年金等に係る所得以外 ( ) 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法 ☐ 給与から差引 (特別徴収) ☐ 自分で納付 (普通徴収)

|                                                       |               |
|-------------------------------------------------------|---------------|
| 【委任】 この書面の提出及びこの書面の提出に係る個人番号の提供に関する権限について、以下の者に委任します。 |               |
| 年 月 日                                                 | 委任者 印 受任者の連絡先 |
| [受任者]氏名 続柄 住所                                         |               |

(裏)

## ア 分離課税に関する事項

| 所得の種類 | 所得の生ずる場所 | A 収入金額 | B 必要経費 | C 差引金額 (A-B) | D 特別控除額 | E 所得金額 (C-D) |
|-------|----------|--------|--------|--------------|---------|--------------|
|       |          |        |        |              |         |              |
|       |          |        |        |              |         |              |
|       |          |        |        | 特例適用条文       |         |              |

## イ 給与所得の内訳

日給など給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

| 月             | 日給 | 勤務<br>日数 | 月収 |
|---------------|----|----------|----|
| 1             |    |          |    |
| 2             |    |          |    |
| 3             |    |          |    |
| 4             |    |          |    |
| 5             |    |          |    |
| 6             |    |          |    |
| 7             |    |          |    |
| 8             |    |          |    |
| 9             |    |          |    |
| 10            |    |          |    |
| 11            |    |          |    |
| 12            |    |          |    |
| 賞与等           |    |          |    |
| 合計            |    |          |    |
| 法人番号又は<br>所在地 |    |          |    |
| 勤務先名称         |    |          |    |
| 電話番号          |    |          |    |

## ウ 扶養控除追加記入欄

※別居の扶養親族を再掲する場合、氏名と住所をご記入ください。

| フリガナ | 氏名 | 生年月日 | 続柄 | 同居・別居 | 配偶者・30歳未満又は70歳以上・留学・障害者・38万円以上の支払 | 身体・精神・療育 ( 級 ) ・認定 ( 特 ・ 番 ) | 個人<br>番号 |
|------|----|------|----|-------|-----------------------------------|------------------------------|----------|
| 1    |    |      |    |       |                                   |                              |          |
| 2    |    |      |    |       |                                   |                              |          |

## エ 所得金額調整控除に関する事項

| フリガナ | 氏名 | 生年月日 | 続柄 | 特別障害者に該当する場合 | 級<br>別 | 別居の場合の<br>住所 | 個人<br>番号 |
|------|----|------|----|--------------|--------|--------------|----------|
|      |    |      |    |              |        |              |          |

## オ 配当所得に関する事項

| 配当所得<br>の種類 | 支払者の「名称」及び<br>「法人番号又は所在地」等 | 支払確定<br>年月 | 収入金額 | 必要経費 |
|-------------|----------------------------|------------|------|------|
|             |                            |            |      |      |
|             |                            |            |      |      |

## カ 寄附金に関する事項

| 都道府県、市区町村分<br>(特例控除対象)                       |     | 寄附先名称 | 金額 |
|----------------------------------------------|-----|-------|----|
| 条例<br>指定分                                    | 熊本市 | 寄附先名称 | 金額 |
|                                              | 熊本県 | 寄附先名称 | 金額 |
| 熊本県共同募金会分・日南熊本県支部分・<br>都道府県、市区町村分 (特例控除対象以外) |     | 寄附先名称 | 金額 |

## キ 通信欄

年中に所得がなかった方は、この欄に

年中の生活状況などを記入してください。

|                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 次の者 ( 単身赴任者含む。 ) から扶養又は援助 ( 仕送り ) を受けていた。<br>住所<br>フリガナ<br>氏名<br>生年月日<br>続柄                                                                                                                         | 3 生活保護法に基づく生活扶助を受けていた。<br>期間 年 月 日 ~ 年 月 日<br>現在受給中                                                                                                        |
| 2 傷病者や遺族等の受け取る恩給・年金等を受給していた。<br>( 種類 )<br><input type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 傷病手当 <input type="checkbox"/> 扶養手当<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) | 4 その他<br><input type="checkbox"/> 預貯金で生活していた。 <input type="checkbox"/> 学生だった。<br><input type="checkbox"/> 雇用保険を受給していた。<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |

## ク 事業・不動産所得に関する事項

【所得の種類 ( ) 屋号 ( ) 所得の生ずる場所 ( )

| 科目   |              | 決算額 | 科目            | 決算額 | 種類    | 1件当たりの月収 | 貸付<br>件数 | 貸付<br>月数 | 年間の収入金額 |
|------|--------------|-----|---------------|-----|-------|----------|----------|----------|---------|
| 売上金額 |              | ①   | 減価償却費         | ⑬   | 家賃・地代 |          |          |          |         |
| 売上原価 | 期首たな卸高       | ②   | 雇人費           | ⑭   | 家賃・地代 |          |          |          |         |
|      | 仕入れ金額        | ③   | 利子割引料         | ⑮   | 家賃・地代 |          |          |          |         |
|      | 期末たな卸高       | ④   | 地代・家賃         | ⑯   | 家賃・地代 |          |          |          |         |
|      | 差引原価 (②+③-④) | ⑤   | 消耗品費          | ⑰   | 権利金等  |          |          |          |         |
|      | 差引金額         |     | ⑥             |     |       |          |          |          |         |
| 必要経費 | 租税公課         | ⑦   |               | ⑱   |       |          |          |          |         |
|      | 水道・光熱費       | ⑧   |               | ㉑   |       |          |          |          |         |
|      | 旅費・交通費       | ⑨   |               | ㉒   |       |          |          |          |         |
|      | 通信費          | ⑩   |               | ㉓   |       |          |          |          |         |
|      | 広告・宣伝費       | ⑪   | ⑦～⑫ 経費合計      | ㉔   |       |          |          |          |         |
|      | 接待・交際費       | ⑫   | 専従者控除         | ㉕   |       |          |          |          |         |
|      | 損害保険料        | ⑬   | ⑯-㉑-㉓<br>所得金額 | ㉖   |       |          |          |          |         |
|      | 修繕費          | ⑭   |               |     |       |          |          |          |         |

|                |       |          |          |          |         |
|----------------|-------|----------|----------|----------|---------|
| 家賃<br>地代<br>収入 | 種類    | 1件当たりの月収 | 貸付<br>件数 | 貸付<br>月数 | 年間の収入金額 |
|                | 家賃・地代 |          |          |          |         |
|                | 家賃・地代 |          |          |          |         |
|                | 家賃・地代 |          |          |          |         |
|                | 権利金等  |          |          |          |         |

|     |                   |         |    |                   |          |        |
|-----|-------------------|---------|----|-------------------|----------|--------|
| 専従者 |                   | 氏名・フリガナ | 続柄 | 生年月日              | 専従<br>月数 | 専従者控除額 |
|     |                   | 個人番号    |    |                   |          |        |
|     | 一人目               |         |    | 続・大<br>続・中・小      |          |        |
|     |                   |         |    |                   |          |        |
|     | 二人目               |         |    | 続・大<br>続・中・小      |          |        |
|     |                   |         |    |                   |          |        |
|     | 青色申告<br>特別控除<br>額 |         |    | 専従者給与(控除<br>額の合計額 |          |        |
|     |                   |         |    |                   |          |        |

|     |  |    |    |      |
|-----|--|----|----|------|
| 雇人費 |  | 氏名 | 住所 | 支払金額 |
|     |  |    |    |      |
|     |  |    |    |      |
|     |  |    |    |      |
|     |  |    |    |      |

| 減<br>価<br>償<br>却<br>の<br>計<br>算<br>額 | 資産の種類 | 取得<br>年月 | ①取得価格 | ②償却の基礎金額 | 耐用<br>年数 | ③償却率 | ④償却期<br>間 | ⑤償却額<br>②×③×④ | ⑥事業等<br>用<br>割合 | ⑦必要経費算入額<br>⑤×⑥ | 未償却残高 |
|--------------------------------------|-------|----------|-------|----------|----------|------|-----------|---------------|-----------------|-----------------|-------|
|                                      |       |          |       |          | 年        |      | /12月      |               | %               |                 |       |
|                                      |       |          |       |          | 年        |      | /12月      |               | %               |                 |       |

※必要経費算入額の合計を㉖へご記入ください。

様式第 3 2 号第 1 片中「県民税」を「県民税・森林環境税」に、

「

|     |
|-----|
| 充当額 |
|-----|

を

「

|               |
|---------------|
| 充当又は<br>委託納付額 |
|---------------|

」

」

に改め、同様式第 3 片中「県民税 課税明細書」を「県民税・森林環境税 課税明細書」に、

「

|                        |  |
|------------------------|--|
| 年税額<br>(上段の市民税・県民税の合計) |  |
|------------------------|--|

」

を

「

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 森林環境税                        |  |
| 年税額<br>(上段の市民税・県民税・森林環境税の合計) |  |

」

に改め、同様式第 4 片中

「

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 充当額 |  |  |
|-----|--|--|

」

を

「

|               |  |  |
|---------------|--|--|
| 充当又は<br>委託納付額 |  |  |
|---------------|--|--|

」

に改める。

様式第 3 2 号の 2 及び様式第 3 3 号を次のように改める。

[illegible]

| 税額明細                                             |                           | 課税標準(円) | 市民税所得割額(円) | 県民税所得割額(円) |
|--------------------------------------------------|---------------------------|---------|------------|------------|
| 均等割                                              |                           |         |            |            |
| 合計額                                              |                           |         |            |            |
| 森林環境税                                            |                           |         |            |            |
| 合計年税額                                            |                           |         |            |            |
| 内) 給付からの特別徴収税額                                   |                           |         |            |            |
| 内) 年金からの特別徴収税額                                   |                           |         |            |            |
| 内) 普通徴収税額                                        |                           |         |            |            |
| 所得割から控除することができなかつた配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額            |                           |         |            |            |
| 所得割から控除することができなかつた配当割額又は株式等譲渡所得割額の合計年税額への充当又は差控額 |                           |         |            |            |
| 納付期限(振替日)                                        |                           | 納付税額(円) |            |            |
| 普通徴収                                             | 第1期<br>( 年 月 日から 年 月 日まで) |         |            |            |
| 普通徴収                                             | 第2期<br>( 年 月 日から 年 月 日まで) |         |            |            |
| 普通徴収                                             | 第3期<br>( 年 月 日から 年 月 日まで) |         |            |            |
| 普通徴収                                             | 第4期<br>( 年 月 日から 年 月 日まで) |         |            |            |
| 徴収月                                              |                           | 徴収月     | 特別徴収税額(円)  |            |
| 4月                                               |                           | 10月     |            |            |
| 6月                                               |                           | 12月     |            |            |
| 8月                                               |                           | 2月      |            |            |
| 徴収月                                              | 次年度分低特別徴収税額(円)            |         |            |            |
| 4月                                               |                           |         |            |            |
| 6月                                               |                           |         |            |            |
| 8月                                               |                           |         |            |            |
| 公的年金の種別                                          |                           | 口座情報    |            |            |
| 支払者の名称                                           |                           | 口座番号    |            |            |
| 支払者の法人番号                                         |                           | 口座名義人   |            |            |
| 金融機関名                                            |                           | 口座情報    |            |            |
| 口座種別                                             |                           | 納付方法    |            |            |

様式第33号

第1片

年度市民税・県民税・森林環境税  
税額決定(変更)  
納税 通知書

|  |
|--|
|  |
|--|

あなたの 年度市民税・県民税・森林環境税の賦課額を本書のとおり決定(変更)しましたので通知します。

年 月 日

熊本市長

印

|       |
|-------|
| 処理コード |
|       |

|       |
|-------|
| 通知の理由 |
|       |

※通知の理由に「納税滞り」の文字がない場合は、税額決定(変更)通知となります。

|        |
|--------|
| 賦課期日氏名 |
|        |
| 賦課期日住所 |
|        |

課税内容に関するお問合せ

|  |
|--|
|  |
|--|

振替口座、督促、催告及び延滞に関するお問合せ

|  |
|--|
|  |
|--|

|       |  |
|-------|--|
| 口座情報  |  |
| 金融機関名 |  |
| 口座名義人 |  |
| 納付方法  |  |

第2片

年度 市民税・県民税・森林環境税 課税明細書

(単位:円)

| 収入・所得・所得控除等 | 変更前 | 変更後 |
|-------------|-----|-----|
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |

(単位:円)

| 収入・所得・所得控除等 | 変更前 | 変更後 |
|-------------|-----|-----|
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |
|             |     |     |



## 第5片

期別・月割額（前ページからの続き）

（単位：円）

| 徴収方法    | 期別 | 納期限 | 変更前（A） | 変更後（B） | 充当又は委託納付額・納付済額（C） | 差引納付額（B－C） |
|---------|----|-----|--------|--------|-------------------|------------|
| 普通徴収    |    |     |        |        |                   |            |
|         |    |     |        |        |                   |            |
|         |    |     |        |        |                   |            |
|         |    |     |        |        |                   |            |
|         |    |     |        |        |                   |            |
|         |    |     |        |        |                   |            |
|         |    |     |        |        |                   |            |
| 普通徴収税額計 |    |     |        |        |                   |            |

（単位：円）

| 支払者の名称              |             |     | 公的年金の種類 |        |          |
|---------------------|-------------|-----|---------|--------|----------|
| 徴収方法                |             | 徴収月 | 変更前（A）  | 変更後（B） | 徴収額（A－B） |
| 公的年金<br>からの<br>特別徴収 | 仮特別徴収税額     |     |         |        |          |
|                     |             |     |         |        |          |
|                     |             |     |         |        |          |
|                     | 特別徴収税額      |     |         |        |          |
|                     |             |     |         |        |          |
|                     |             |     |         |        |          |
|                     | 公的年金特別徴収税額計 |     |         |        |          |

公的年金の支払者が上表のとおり特別徴収の方法によって徴収します。

| 徴収方法            |         | 徴収月 | 変更前（A） | 変更後（B） | 支払者の法人番号 |
|-----------------|---------|-----|--------|--------|----------|
| 公的年金からの<br>特別徴収 | 仮特別徴収税額 |     |        |        |          |
|                 |         |     |        |        |          |
|                 |         |     |        |        |          |

〔備考〕 課税の根拠、税率、納期限までに納付しない場合の措置、不服がある場合の救済方法等を記載する。

様式第34号から様式第40号までを次のように改める。

様式第34号から様式第40号まで 削除

様式第46号第1片を次のように改める。

様式第 4 6 号

第 1 片

| 年度 固定資産税・都市計画税納税通知書     |         |         |                                   |         |
|-------------------------|---------|---------|-----------------------------------|---------|
|                         |         |         | 通 知 書 番 号                         |         |
|                         |         |         | 処 理 コ ー ド                         |         |
|                         |         |         | 本年度の固定資産税・都市計画税を<br>本書のとおり決定しました。 |         |
| 印                       |         |         |                                   |         |
| 期別                      | ( 第 期 ) | ( 第 期 ) | ( 第 期 )                           | ( 第 期 ) |
| 納期限                     | 年 月 日   | 年 月 日   | 年 月 日                             | 年 月 日   |
| 税額                      | 円       | 円       | 円                                 | 円       |
| 課税標準額等の明細は、次ページをご覧ください。 |         |         |                                   |         |

様式第46号第2片中

「」を「」に改める。

様式第47号第1片を次のように改める。

様式第 4 7 号

第 1 片

年度 固定資産税・都市計画税納税通知書(口座振替用)

|       |  |
|-------|--|
| 通知書番号 |  |
| 処理コード |  |

本年度の固定資産税・都市計画税を  
本書のとおり決定しました。

印

|     |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 期 別 | ( 第 期 ) | ( 第 期 ) | ( 第 期 ) | ( 第 期 ) |
| 納期限 | 年 月 日   | 年 月 日   | 年 月 日   | 年 月 日   |
| 税 額 | 円       | 円       | 円       | 円       |

課税標準額等の明細は、次ページをご覧ください。

様式第 4 7 号第 2 片中

「」を「」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定（「第 6 条の 8 第 4 項」を「第 6 条の 7 第 4 項」に改める部分に限る。）、別表様式第 3 2 号の項から様式第 3 3 号の項までの改正規定並びに様式第 3 1 号及び様式第 3 2 号から様式第 3 3 号までの改正規定並びに次項の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の様式第 3 1 号及び様式第 3 2 号から様式第 3 3 号までは、令和 6 年度以後の年度分の個人の県民税及び市民税並びに森林環境税について用い、令和 5 年度分までの個人の県民税及び市民税については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の市税に関する文書の様式を定める規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

## 規 則 第 71 号

令和 5 年 12 月 27 日

熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市税条例施行規則（昭和 43 年規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 25 年告示第 89 号。」の次に「第 7 条の 2 第 3 項を除き、」を加える。

第 2 条各号列記以外の部分中「除く」の次に「。同号において同じ」を加え、「市税の徴収に関する事務を主管する課の」を「当該課の」に改め、同条第 1 号中「（滞納処分を除く。）」を削り、「質問又は検査」を「調査のための質問、検査、提示又は提出の要求及び留置き」に改め、同条第 2 号中「検査」の次に「、提示又は提出の要求、留置き」を加え、「動産及び」を「動産又は」に改める。

第 7 条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 3 号中「その他」を削る。

第 7 条の 2 の見出し中「の範囲」を「に対する軽自動車税の種別割の減免」に改め、同条第 3 号中「のうち」の次に「、当該」を加え、「、重度であることの表示として「A」を「「A1」又は「A2」に改め、同条に次の 4 項を加える。

2 条例第 68 条第 1 項第 1 号の規定による減免の対象となる軽自動車等の台数は、一の身体障害者等につき 1 台とする。

3 一の身体障害者等が所有する普通自動車（当該身体障害者等（身体障害者にあつては、年齢 18 歳未満の者に限る。）と生計を一にする者（以下この項において「同一生計者」という。）が所有する普通自動車を含む。）又は軽自動車等（同一生計者が所有する軽自動車等を含む。）について、法第 177 条の 17 又は第 463 条の 23（これらの規定を法第 1 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に

基づく他の地方団体（都及び特別区を含む。）の条例の規定のうち熊本市税条例第 68 条第 1 項第 1 号の規定に類する趣旨の規定であると市長が認めるものにより当該年度分の自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割の減免を受け、又は受けようとするときは、同号の規定による減免は行わないものとする。

4 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条第 1 項の自動車検査証又は道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 63 条の 2 第 3 項の軽自動車届出済証に事業用と記載されている軽自動車に対しては、条例第 68 条第 1 項第 1 号の規定による減免は行わないものとする。

5 条例第 68 条第 1 項の規定による減免の額は、全額とする。

第 12 条中「市民税、固定資産税、軽自動車税又は事業所税」を「市税」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の第 7 条の 2 第 3 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 規 則 第 72 号

令和 5 年 12 月 27 日

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市事務分掌規則（平成 8 年規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 7 項中「動物愛護センター」の次に「、こどもの権利サポートセンター」を加え、同条中第 8 項を削り、第 9 項を第 8 項とし、第 10 項から第 18 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表(6)こども局の表こどもの権利サポートセンター開設準備室の項を次のように改める。

|                |                                               |
|----------------|-----------------------------------------------|
| こどもの権利サポートセンター | (1) 子どもの権利擁護に係る相談及び支援に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 |
|----------------|-----------------------------------------------|

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。

（熊本市予算決算規則の一部改正）

- 2 熊本市予算決算規則（昭和 39 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「こどもの権利サポートセンター開設準備室長」を「こどもの権利サポートセンター所長」に改める。

（熊本市保健所条例施行規則の一部改正）

- 3 熊本市保健所条例施行規則（昭和 43 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第5条中「妊娠内密相談センター」の次に「、こどもの権利サポートセンター」を加える。

(熊本市児童相談所設置条例施行規則の一部改正)

- 4 熊本市児童相談所設置条例施行規則（平成24年規則第117号）の一部を次のように改正する。

第4条中「妊娠内密相談センター」の次に「、こどもの権利サポートセンター」を加える。

## 規 則 第 73 号

令和 5 年 12 月 27 日

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則（平成 29 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表川尻地区観光プロモーション動画制作・発信業務受託事業者選考委員会の項及び唐人町通りの再整備に向けた社会実験及び修正設計業務受託事業者選考委員会の項を削り、同表熊本市生活保護業務における不適正事案に関する検証委員会の項中「同年 12 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 21 日」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則 第 1 号

令和 6 年 1 月 1 1 日

地方自治法第243条の2の2の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

地方自治法第243条の2の2の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方自治法第243条の2の2の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則（令和3年規則第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方自治法第243条の2の8の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則

本則中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

|     |
|-----|
| 訓 令 |
|-----|

訓 令 第 13 号

令和 5 年 12 月 27 日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令(平成 8 年訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条市街地整備課長専決事項の項第 17 号中「(平成 14 年法律第 22 号)」  
を削る。

第 15 条第 2 項第 11 号ウ中「貸付」を「貸付け」に改める。

別表第 2 中「こどもの権利サポートセンター開設準備室長」を「こどもの権利サポ  
ートセンター所長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。